

四日市市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 3 0 日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第 3 3 号

四日市市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

四日市市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成 2 7 年四日市市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

改正後

別表第 1（第 2 条関係）

許可を要しない行為

1 から 1 5 まで （略）

1 6 前各項に掲げるもののほか、次に掲げる行為

(1) から (3) まで （略）

(4) 電気通信事業法（昭和 5 9 年法律第 8 6 号）による認定電気通信事業、有線ラジオ放送（有線電気通信設備を用いて行われる放送法（昭和 2 5 年法律第 1 3 2 号）第 2 0 条の 3 第 9 項に規定するラジオ放送をいう。）の業務（共同聴取業務に限る。以下この号において「有線ラジオ放送業務」という。）又は有線テレビジョン放送（有線電気通信設備を用いて行われる放送法第 2 条第 1 8 号に規定するテレビジョン放送をいう。）の業務（共同視聴業務に限る。以下この号において「有線テレビジョン放送業務」という。）の用に供する線路又は空中線系（その支持物を含む。以下同じ。）のうち、高さが 1 5 メートル以下であるものの新築（有線ラジオ放送業務又は有線テレビジョン放送業務の用に供する線路又は空中線系に係るものに限る。）、改築、増築、又は移転

(5) 及び (6) （略）

改正前

別表第 1（第 2 条関係）

許可を要しない行為

1 から 1 5 まで （略）

1 6 前各項に掲げるもののほか、次に掲げる行為

(1)から(3)まで （略）

(4) 電気通信事業法（昭和 5 9 年法律第 8 6 号）による認定電気通信事業、有線ラジオ放送（有線電気通信設備を用いて行われる放送法（昭和 2 5 年法律第 1 3 2 号）第 6 4 条第 1 項ただし書に規定するラジオ放送をいう。）の業務（共同聴取業務に限る。以下この号において「有線ラジオ放送業務」という。）又は有線テレビジョン放送（有線電気通信設備を用いて行われる放送法第 2 条第 1 8 号に規定するテレビジョン放送をいう）の業務（共同視聴業務に限る。以下この号において「有線テレビジョン放送業務」という。）の用に供する線路又は空中線系（その支持物を含む。以下同じ。）のうち、高さが 1 5 メートル以下であるものの新築（有線ラジオ放送業務又は有線テレビジョン放送業務の用に供する線路又は空中線系に係るものに限る。）、改築、増築、又は移転

(5)及び(6) （略）

附 則

この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

（都市整備部都市計画課）